

指標 16.7.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.7.1 国全体における分布と比較した、国・地方の公的機関（(a) 議会、(b) 公共サービス及び (c) 司法を含む。）における性別、年齢別、障害者別、人口グループ別の役職の割合

ターゲット 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

(b) 公的機関（障害者別）

定義及び根拠

○ 定義

指標 16.7.1 (b)：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等（以下「国の機関等」という。）及び民間企業に義務付けられている法定雇用率以上の障害者を雇用しなければならないとされており、毎年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況通報及び雇用状況報告を提出することとなっている。それらを集計したもの。

○ 概念

法定雇用率：障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、事業主に対し、障害者の雇用に義務付けている従業員の一部の割合のこと。

独立行政法人等：独立行政法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第 2 の第 1 号から第 10 号の法人を指す。

任免状況：公的機関における障害者雇用状況のこと。

○ 根拠及び解釈

民間企業及び国の機関等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の法定雇用率に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。（ ）書きについては、対象障害者を 1 人雇用する必要がある事業所の規模人数を示している。

なお、雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

【法定雇用率】

民間企業：2.3%（43.5人以上規模の企業）

国、地方公共団体：2.6%（38.5人以上規模の機関）

教育委員会：2.5%（40.0人以上規模の機関）

本指標は、上述の障害者雇用義務の生じる民間企業及び国の機関等に対して、報告を求めるものであるため、ターゲット測定に適している。

データソース及び収集方法

毎年6月1日時点の障害者雇用数を報告させる「障害者雇用状況報告」及び「障害者任免状況通報」にて、データを収集し集計している。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

以下の表のとおり、雇用している障害者の障害種別等によって、障害者雇用者数を算出する。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5※

※ 精神障害者である短時間労働者で、①かつ②を満たす方については、1人をもって1人とみなす。

①新規雇入れから3年以内の方 又は 精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

②令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方

○ コメントと限界

「障害者雇用状況報告」及び「障害者任免状況通報」における数値は、毎年6月1日時点の数値であることに留意されたい。

また、「障害者雇用状況報告」及び「障害者任免状況通報」における数値は、(全ての機関の合計数ではなく、) 常用労働者数 38.5 人以上の国及び地方公共団体並びに 40.0 人以上の教育委員会の合計であることに留意されたい。

データの詳細集計

民間企業のデータについては、企業規模別、産業別でもデータを算出し公表している。

参考

障害者雇用状況報告：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16030.html

(令和3年1月15日公表資料)

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

内閣官房、内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、人事院

担当国際機関

国連開発計画 (UNDP) オスロガバナンスセンター